

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(墓地等の変更の許可)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(墓地等の廃止の許可)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

(墓地の設置場所)

第5条 墓地の設置場所は、次に掲げる条件に該当しなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 国道、県道その他重要な道路、鉄道軌道及び河川から50メートル以上の距離があること。
- (2) 学校、病院その他の公共施設及び住宅等から200メートル以上の距離があること。
- (3) 高燥な土地で、飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。

(墓地の構造基準)

第6条 墓地の構造は、次に掲げる要件によらなければならない。

- (1) 周囲は、塀又は生け垣を巡らし、景観に配慮すること。
- (2) 墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。
- (3) 墓地内には、幅員1メートル以上の通路を設けること。
- (4) 墓域内1区画の面積は、原則として6.6平方メートル以内とすること。
- (5) 墓地の墳墓には、焼骨のみを埋葬すること。
- (6) 境界を画し、かつ、清潔美化の措置をすること。

(納骨堂の設置場所)

第7条 納骨堂の設置場所は、寺院の境内又は墓地の区域内でなければならない。ただし、市長が公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(納骨堂の構造基準)

第8条 納骨堂の構造は、次に掲げる要件によらなければならない。

- (1) 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- (2) 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- (3) 出入口又は納骨装置には、施錠装置を設けること。

(火葬場の設置場所)

第9条 火葬場の設置場所は、次に掲げる条件に該当しなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 国道、県道その他重要な道路、鉄道軌道及び河川から300メートル以上の距離があること。
- (2) 学校、病院その他の公共施設及び住宅等から500メートル以上の距離があること。

(火葬場の構造基準)

第10条 火葬場の構造は、次に掲げる要件によらなければならない。

- (1) 火葬炉は、不燃質物を使用し、完全に燃焼する構造とすること。
- (2) 市街に接続する地にあつては、ばい煙又は臭気が人家に影響を及ぼさない処置をすること。
- (3) 周囲は塀さく又は樹木をもって囲むこと。

(工事の完了届)

第11条 第2条、第3条及び第4条の規定により許可を受けた者は、工事が完了したときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(経営許可の明示)

第12条 第2条の規定により経営の許可を受けた納骨堂又は火葬場の経営者は、施設の見やすい箇所に、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 経営許可年月日
- (2) 納骨堂又は火葬場の名称
- (3) 納骨堂又は火葬場の所在地
- (4) 納骨堂又は火葬場の経営者の住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名）

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に塩尻市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成11年塩尻市規則第2号）により許可を受けて墓地等を経営している者は、この条例の規定により、その許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。